

副市長（井田正一君）

指定管理者制度のインセンティブ、すなわち報奨についてお答えをいたします。

指定管理者制度では、会計年度期間内で精算を行う施設につきましては、先ほど答弁で申し上げた3つのパターンの中の一つの使用料金制をとっている体育施設、あるいは福祉施設などで採用をいたしております。

これらの施設につきましては、公益性が高く、自主事業による収益が見込みにくいということで、使用料は市の歳入とし、施設にかかる費用につきましては全額市が負担するという内容で委託をさせていただいております。

したがって、1年間の精算により不用額が生じた場合は、市に返還をいただいておりますが、逆に光熱水費などかかった経費が多くなったとき、精算がマイナスになった場合につきましては、市より追加でのお支払いをしているというところがあります。

次に、議員御指摘の、インセンティブの付与についてであります。

指定管理者の運営の活性化を推進するということは、制度の趣旨からして極めて重要なことというふうに考えております。収益性の高いスキー場、観光施設、市民温泉などの利用料金制の施設につきましては、これまでもインセンティブのある内容で指定管理をさせていただいております。先ほど申し上げました公益性が高い施設につきましては、これまでどおり、年度精算し、指定管理者に不利益が生じないような対応を今後もしっかりとしていきたいというふうに思っております。